| | |
|---|---|
| 及び第四十四条 | 、第二十五条第七項及び第四十四条 |
| 当該選挙に関する事務を管理する公職選挙法 | 市町村の大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第六項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号） |
| 第二十九条第一項中 | 第二十五条第七項中「とき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第二十九条第一項中 |

第八条中「、第百二十九条第一項」の下に「、第百二十九条の八」を加え、同条の表第百二十九条第一項各号の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百二十九条の八第二項 | 「公職選挙法 | 「大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第六項において準用する公職選挙法 |
| | 当該選挙に関する事務を管理する | 市町村の |
| | （公職選挙法 | （大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準用する公職選挙法 |

（独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

**第十八条**　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条に後段として次のように加える。

この場合において、慰労金に関する処分（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行後にされたものに限る。）についての審査請求に係る旧基金法第二十六条の規定の適用については、同条の見出し中「異議申立期間」とあるのは「審査請求期間」と、同条第一項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条」とあるのは「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」と、「一年以内」とあるのは「一年」と、同条第二項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と、「第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項」とあるのは「第十八条第二項」と、「準用しない」とあるのは「適用しない」とする。

**第四章**　法務省関係

（建設機械登記令の一部改正）

**第十九条**　建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「、第二十二条並びに第二十三条」を「並びに第二十二条から第二十六条まで」に、「及び第百五十一条第二項」を「、第百五十一条第二項及び第百五十七条第六項並びに同令第二十五条」に、「、不動産登記法」を「、同法」に、「第百八条第三項中」を「同法第百八条第三項中」に、「第百五十一条第二項中」を「同法第百五十一条第二項中」に改め、「の登記」と」の下に「、同法第百五十七条第六項中「不動産登記法（」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第十六条第一項において準用する不動産登記法（」と、「不動産登記法第百五十七条第二項」とあるのは「建設機械登記令第十六条第一項において準用する不動産登記法第百五十七条第二項」と」を、「準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と」の下に「、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第十六条第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十六条第一項において準用する不動産登記令」と」を加える。

（鉱害賠償登録令の一部改正）

**第二十条**　鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条の二」を「第三十二条」に改める。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

（審査請求）

**第二十九条**　登記官の処分に不服がある者又は登記官の不作為に係る処分を申請した者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。

2　審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

（審査請求事件の処理）

**第三十条**　登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。

2　登記官は、前項に規定する場合を除き、審査請求の日から三日以内に、意見を付して事件を前条第一項の法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。この場合において、当該法務局又は地方法務局の長は、当該意見を審理員（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員をいう。第四項において同じ。）に送付するものとする。

3　前項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によつてする。

4　第二項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

5　前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、前項の規定に従つて意見書が提出されたものとみなす。

6　第二項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によつてする。

7　第五項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

8　前条第一項の審査請求に関する行政不服審査法及び行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第三十条第二項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「鉱害賠償登録令第三十条第二項の意見」と、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第三十条第二項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「同条第四項に規定する意見書の副本（同条第七項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」とする。